

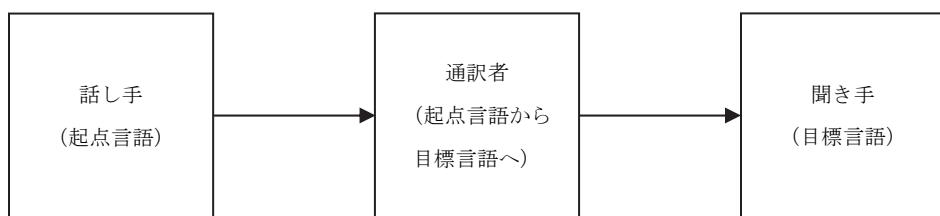
通訳談話と LGBTQ—原発話と通訳談話の差異が及ぼす影響

毛利 雅子
(名古屋市立大学大学院)

1. はじめに

日本語には男性語、女性語と言われる「役割語」が存在する。ネイティブの日本語話者であれば、話し手の談話や発話の特徴から男性語であるか、女性語であるのか、また話し手自身が男性（男性語の話し手）か女性（女性語の話し手）であるかを判別することが可能である。しかし、近年では話し手が LGBTQ 特性を持ち、誕生時には男性であっても女性語を話したり、同様に誕生時には女性であっても男性語を話したりする場合が発生し、談話に表出する性別と話し手の自認する性別が必ずしも一致しないことがある。さらに、この状況に通訳者が加わった場合、言語の特徴により、談話そのものに対する認知と通訳談話への認知にズレが生じる可能性が発生してきている。これは話し手の自認する性別と誕生時の性別が異なっていて、使用する語彙や表現と性別が一致しない場合、また通訳者を通した談話を伝達した場合、話し手の談話に表出する役割語が通訳者を通して伝達される場合に必ずしも反映されるとは限らないからである。

これを図式化したのが、以下である。話し手と聞き手の間に通訳者が入ると、以下の図のように談話が伝達される。



これに見られるように、話し手が起点言語で何かを発すると、それを通訳者が受け取り、通訳者が起点言語から目標言語へ転換し、それを聞き手が目標言語で認識する。この場合、例えば話し手が誰であっても、英語の一人称であれば “I” を用いることで表現することができる。ところが、これは日本語には適用できない。例えば、日本語話者にとっての日本語での一人称は「わたし」が存在するが、これは男女ともに使用可能であると同時に、話し手が女性を自認していれば「わたし」を使用していると判断するであろう。一方これが「おれ」や「僕」であれば、日本語話者は話し手が男性を自認していると判断するであろう。あるいは、これが「わたくし」であれば女性を自認する話し手であると判断することが多いと考えられる。

このような違いから「役割語」が表出するのが日本語の特徴だが、ここに通訳者が加わ

ると、談話に表出する性と話し手の自認する性が必ずしも等価で伝達されない場合が生じる。本論では特に法廷において、日本語における役割語と英語との差異、通訳者を通した場合のズレから生じる課題を論じる。

2. 話し手と通訳者との関係

言語の差異と通訳者が直面する課題について理解するため、以下の表で話し手と通訳者の誕生時における性別と談話に現れる差異を示す。

話し手	通訳者	性別と談話差
男性	男性	差異なし
男性	女性	差異（パワレススピーチに変化）
女性	男性	差異（パワフルスピーチに変化）
女性	女性	差異なし

この関係がどのように聞き手に影響するのかを調査したのが、Berg-Seligson (2002/2017)である。この研究で対象としたのは、アメリカの法廷におけるスペイン語話者の被告人とその談話、スペイン語—英語の通訳人とその談話、さらに通訳された談話を聞く陪審員であった。（法廷では通訳者ではなく、通訳人という呼称が用いられるため、以下通訳人とする。）この法廷で明らかになったのは、通訳人の談話と外見がどのように評決に影響するのかという関係であった。このケースでは、男性被告人の話すスペイン語から、被告人の教育レベルが決して高いものではないことが想定され、その言葉遣いもきれいなものではなかった。ところが、通訳人は法廷通訳を務めるくらいの教育レベルであり、女性であった。起点言語は教育レベルの低いスペイン語であったにも関わらず、陪審員が聞いている目標言語は教育レベルの高い英語に変換されていた。加えて、被告人は男性であり、いわゆるパワフルスピーチであったにも関わらず、通訳人は女性であったためにパワレススピーチに変換されることとなった。これが陪審員の心象形成に影響することとなり、結果的に評決も軽くなってしまった。

この調査でわかるのは、陪審員は被告人自身の談話や外見よりも、通訳人の外見や談話に大きな影響を受けるということである。つまり、通訳人を介した場合、起点言語を理解出来なければ、判断主体となるのは通訳人を通した目標言語だけであり、起点言語の持つ特徴が目標言語では消滅する、あるいは良い方向にも悪い方向にも変化することが明確になっている。さらに Berg-Seligson の調査は、単純に男性被告人、女性通訳人という状況であったが、これに LGBTQ 特性が加われば、状況が複雑になるのは想像に難くない。つまり、以下に示すように、LGBTQ 特性が加われば、どの組み合わせにおいても課題が生じるのである。もちろんこれはどの言語の組み合わせにも当てはまるものではない。よって本論では、実際の日本の法廷談話を例として、役割語（男性語および女性語）が存在し、分析対象とした日本語—英語での通訳について以下のように分析をした。

話し手	通訳者	性別と談話差
男性 (LGBTQ)	男性	起点言語の発話や外見での差異
男性 (LGBTQ)	女性	同上
女性 (LGBTQ)	男性	同上
女性 (LGBTQ)	女性	同上

これが示すものは、もし話し手が誕生時に男性でありながら女性語を用いた場合、外見は男性でありながら起点言語の談話は女性的に聞こえる。しかし、通訳人が男性だった場合、目標言語は男性的になる可能性が高く、また外見も男性の話し手+男性の通訳人であれば、男性的な印象を与えることになる。つまり、起点言語の持つ女性的な側面が目標言語では消される可能性が高い。

また、話し手が誕生時に女性で男性語を用いた場合、外見は女性でありながら起点言語の談話は男性的に聞こえる。しかし、通訳人が女性だった場合、目標言語は女性になる可能性が高く、また外見も女性の話し手+女性の通訳人であれば、女性的な印象を与えることになり、起点言語の持つ男性的な側面が目標言語では消される可能性が高いというケースが想定される。

3. 英語における LGBTQ 言語での代名詞

次に、英語における代名詞の運用について論じる。英語における三人称代名詞は、性別を伴うため、主格、所有格、目的格になる代名詞は *s/he* や、*his, him, her* が用いられる。しかし LGBTQ を意識した現代の言語運用では、*they, their, them* あるいは *ze, zem* が用いられるようになってきている。つまり、性別を代名詞に持ち込まないために、元来三人称複数を示す *they* が用いられるようになってきた。しかし、これは複数の意味を持たないため、例えば主語として *they* が用いられても三人称単数扱いになり、動詞は三人称単数に連なるものが用いられる。この動詞によって、*they* や *them* が示すものが単数 (LGBTQ 言語) なのか、一般的な複数の意味なのかを判別することになる。

4. 日本における法廷通訳

以上の条件を踏まえて、日本における法廷通訳実例を用いて、現状を検討したい。

4.1 談話分析（英語から日本語）

まず、起点言語が英語、目標言語が日本語であり、通訳人を通した談話がどのように変化したのかを検討する。

以下が、実際の英語談話と訳出された日本語である。

1. They often came. They was a frequent customer.

(その人はよく来ます。常連客でした。)

1 文目では単数か複数か不明だが、2 文目では動詞が *was* だったことから、*they* は単数扱いであることが判明。よってこれは LGBTQ 言語運用で性別をつけられ

ないので、「その人」と訳出する。

2. I met them.

(私はその人に会いました。)

前からの談話の流れで、単数であることが判明。ただし、性別をつけられないので、ここでも「その人」と訳出する。

3. He shouted. Oh, they was afraid of him and ran away.

(彼が叫んだんです。ああ、その人は彼を恐れて走って逃げました。)

1文目は明確に **he** (彼) と発言し、性別を表出している。しかし2文目は動詞が **was** だったことから、**they** は単数扱いであり 1文目の **he** とは異なる対象であること、また **him** が出てくることから、1文目の **he** が2文目の **him** であることが分かるため、「その人」と「彼」を分けて訳出する。

この3例からうかがえるのは、

- ① 単文では判別が困難であることが多い。
- ② 前後の脈絡や話の流れから判断しなければならないことがある。
- ③ 通訳人が男性であれ女性であれ、英語から日本語に訳出した場合は、男性語・女性語は表出しない。法廷という正式な場面であり記録に残ることを意識するため、通訳人はニュートラルに訳出する。
- ④ 三人称単数としての **they** は性別を伴わないような訳出を考えると、現状では「その人」が妥当と考える。

の4点である。よって、“I”としての話し手の性別、**they** や **them** といった三人称関係者の性別は訳出談話から消えることが明確である。

4.2 談話分析（日本語から英語）

次は、起点言語が日本語、目標言語が英語であり、通訳人を通した談話がどのように変化したのかを検討する。以下の談話例は、被告人（英語話者）と証人（日本語話者）ともに誕生時の性別は男性であり外見も男性的ではあったが、証人の日本語談話が非常に女性的であり、女性語を伴つたものであった。

「彼とはねえ、6年くらい前に知り合ったの～。わたしがアメリカで勉強してた時だったんだけど～、とってもイカしてたのよ～。」

(I met with him about six years ago, when I was an exchange student in the U.S. He was really cool.)

この例からうかがわれるには、

- ① 日本語話者（誕生時の性別は男性）の外見と談話の特性に、差異が感じられる。
- ② 話し手の日本語に表出する語尾の伸びといったモダリティ的女性性が、通訳された英語談話では全て消える。
- ③ 主語の「わたし」に含まれる女性性が、英語では性別を伴わない “I” になることで、話者の LGBTQ 特性が消える。

- ④ 日本語話者は「彼」という単語を用いたため、英語では *he* という訳出になった。しかし、英語の LGBTQ 言語使用のルールに則れば訳出は *they* であるべきである。
- ⑤ 通訳人は現状を鑑み、*he* ではなく *they* を使用したが、法廷参与者（裁判官、検察官、弁護人）から同意を得られない。
- ⑥ 英語を理解出来る被告人（英語話者）と証人（日本語話者）の両者からは、*he* ではなく *they* を使用するよう、通訳人への要望が表出する。
- ⑦ 男性話者ではあるが、女性語を含むことで起点言語の段階で既にパワレススピーチになっている。それを女性通訳人が訳すことで、パワレススピーチからパワレススピーチのままになっているが、起点言語話者の誕生時性別が男性であることから、男性によるパワフルスピーチという前提がそもそも存在しない。よって、男性的外見と女性的談話が最初からズレを含むものになっている。

といった点である。よって、話し手の性別も談話に表出する役割語も目標言語である英語では全て消え、話し手の外見と談話とのズレだけが残る状況を生み出していることが分かる。また、通訳人は LGBTQ 特性を出そうとしたものの、その目的を達せなかつたことが明確である。

ただ、現在のところ、日本の法廷における LGBTQ 話者データの収集は困難である。それは話者がそれを自認し法廷という場でもアイデンティティを維持する場合には表出するが、日常生活とはかけ離れた法廷という場におかれた場合には、話し方の特性を抑制し、日本で見受けられる男性性・女性性の話し方を維持する場合もあるからである。法廷外の場面（例えば公判後の廊下での会話など）では、LGBTQ としてのアイデンティティが表出している場合もあるが、それは公の場ではないしあくまでも私的会話である。よって、今後も可能な限りではあるが、データ収集に努めていきたいと考えている。

5. 課題

では、ここで明らかになった課題は何であろうか。

まず、日本の法廷参与者（裁判官、検察官、弁護人）は、英語を理解できることが多い。しかし、LGBTQ に対する理解においては個人差が大きく、LGBTQ 特性を伴う英語（使用単語、表現方法など）を認識しているかどうかにおいても差が大きい。したがって、*they*, *them* という単語を捉えた場合、常に複数であるという認識を持つ参与者も多く、性別を伴わない単数用法であるとは認識しない。

加えて、英語話者は *they* や *them* を音声化した *ze* や *zem* も使用するが、その発音だけを捉えて、全て複数であると認識される場合が多い。さらに、性別を伴わない日本語訳出を求めるに、現状では「その人」という訳語以外に適切なものが見つからないため、通訳人が現状用いることが可能なのは、「彼」でも「彼女」でもない「その人」という表現だけになってしまふ。

しかし、これは英語話者にとっても通訳人にとっても、看過できない問題を生む。なぜ

ならば、法廷参与者は

- ① 発話者の英語運用能力や教育レベルに対する疑念を持ち、この疑念によって、発話者に対する不利な心象形成がなされる可能性がある
- ② 通訳者が発話を理解していない、あるいは単数・複数・性別の区別がつかないのではないかという通訳能力や誤訳への疑念を持つ可能性がある

からである。公平・公正な公判とするためには、このような可能性はあってはならないことであるが、まだ課題は山積している。殊に、通訳人ユーザーとしての法廷参与者に対する教育は喫緊の課題である。

6. 結論

世界における LGBTQ の潮流は、大きく変革している。これまで差別されることを恐れて表面化しなかった過去から、結婚や就職などにおいてもいわゆる「男性」「女性」と同等の権利を求め、認められるようになってきた。とはいえ、完全に同等かと言えばそれにははるかに遠く、様々な面でまだまだ差別や不平等を生んでいる。

言語においてもまたしかりで、代名詞に見られるように性を伴った表現しかなかったものや、日本語に見られる「男性語」や「女性語」といった「役割語」は、それぞれの誕生時における性別と結びつき運用されてきた過去がある。しかし、現代においては従来の価値観や言語運用だけでは表現できない状況が生まれている。

この流れが後退することは想定しがたく、今後求められるべきは LGBTQ 特性に関する知識と理解、およびコミュニケーションの取り方の変化である。

言語は生きており、社会変化と共に変わっていくものである。現状抱えている課題を解決するため、特に公平・公正を求める法廷を含む司法の場において、LGBTQ 特性を持つ言語への理解と普及を実施していく必要があると考える。

参考文献 :

文献 :

- Berg-Seligson, S. (2002/2017). *The Bilingual Courtroom: Second Edition.* Chicago/London: The University of Chicago Press.
- Blankenship, K. L. & Holtgraves, T. (2005). The Role of Different Markers of Linguistic Powerlessness in Persuasion. *Language and Social Psychology.* Vol 24, No.1 (3-24).
- Chan, L.S. (2017). Emerging Currents in Communication/LGBTQ Studies: A Review of LGBTQ-Related Articles Published in Communication Journals from 2010 to 2015. in *International Journal of Communication.*
- Hale, Sandra B. (2004). *The Discourse of Court Interpreting.* Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.
- Holtgraves and Lasky. (1999). Linguistic Power and Persuasion. in *Journal of Language and Social Psychology,* Vol. 18 No. 2, June 1999. (196-205).
- Leaper C. & Robnett, R. (2011). Women Are More Likely Than Men to Use Tentative

- Language, Aren't they? A Meta-Analysis Testing for Gender Differences and Moderators. in *Psychology of Women Quarterly* 35(1) (129-142).
- Mason, Marianne. (2008). *Courtroom Interpreting*. Maryland: UPA.

ウェブサイト：

“A guide to how gender-neutral language is developing around the world”

https://www.washingtonpost.com/world/2019/12/15/guide-how-gender-neutral-language-is-developing-around-world/?fbclid=IwAR08q9GkL83A_T-hF1CHcTpSHC0NyZ2KFRKC75tPMAT7K_tQw4O3skwNk20 (Retrieved on June 30, 2021)

“American Translators Association 60th Annual Conference”

<https://www.atanet.org/conf/2019/> (Retrieved on June 30, 2021)

“Legal Consciousness and LGBT Research: The Importance of Law in the Everyday Lives of LGBT Individuals”

https://www.researchgate.net/profile/Nancy_Knauer/publication/224964758_Legal_Consciousness_and_LGBT_Research_The_Role_of_the_Law_in_the_Everyday_Lives_of_LGBT_Individuals/links/54e618240cf2bff5a4f2cd92/Legal-Consciousness-and-LGBT-Research-The-Role-of-the-Law-in-the-Everyday-Lives-of-LGBT-Individuals.pdf?origin=publication_detail (Retrieved on June 30, 2021)

“Past and Present: From Misunderstanding Sexuality to Misunderstanding Gender Identity in Australian Refugee Claims”

<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/pdf/10.1111/ajph.12624> (Retrieved on June 30, 2021)

“Word of the year 2019: Merriam-Webster”

<https://www.merriam-webster.com/words-at-play/word-of-the-year> (Retrieved on June 30, 2021)

